

インターネット投票の現状と課題

< 草野厚研究会 3 班 >

高橋浩太 酒井信行 松本祥子 長井祐介
徳久真也 蘇毅 中村健史 内藤桂 平本典昭

2000年5月2日

目次

| | | |
|-----------|--------------------------------------|----|
| 第1章 | はじめに | 3 |
| 1 - 1 | 全体の構成 | 3 |
| 第2章 | 検証！ インターネット投票 ～アリゾナ州民主党予備選～ | 4 |
| 2 - 0 | 基礎編～祐介のサルでもわかるインターネット投票～ | 4 |
| 2 - 0 - 1 | 大統領選挙のプロセス..... | 4 |
| 2 - 0 - 2 | インターネット投票の形態..... | 4 |
| 2 - 1 | 実践編～検証！インターネット投票 アリゾナ州民主党予備選挙～ | 5 |
| 2 - 1 - 1 | 背景..... | 5 |
| 2 - 1 - 2 | プロセス..... | 6 |
| 2 - 1 - 3 | 結果..... | 9 |
| 2 - 1 - 4 | 問題点..... | 10 |
| 2 - 1 - 5 | まとめ..... | 11 |
| 第3章 | インターネット投票におけるメリット・デメリットについて | 12 |
| 3 - 1 | メリット・デメリット | 12 |
| 3 - 2 | アクター分析 | 20 |
| 3 - 2 - 0 | 全体像..... | 20 |
| 3 - 2 - 1 | 行政府..... | 20 |
| 3 - 2 - 2 | 議会..... | 23 |
| 3 - 2 - 3 | 民間セクション..... | 25 |
| 第4章 | 今後の展望 | 29 |
| 参考文献 | | 30 |

第1章 はじめに

1 - 1 全体の構成（添付資料 No.1 参照）

「インターネット投票」の現状と課題を認識する最善の方法は、実際行われた「事例」を概観することである。なぜなら「インターネット投票」は、新しく取り入れられた投票システムであるため、具体的事例からその内実に迫った方が全体像を捉えやすいからである。今回の大統領選予備選挙の過程で実際に「インターネット投票」が用いられたケースがある。それはアリゾナ州における民主党予備選挙である。次の「事例紹介」の章では、インターネット投票の現状と課題について、アリゾナ州の事例を通じてその動きを追う。そこにはインターネット投票に関するエッセンスがつまっている。まずは現状を正しく捉えるところから始める。現状を正しく捉えたら、その分析である。

3章の「現状と課題」では、前章の事例提示を受けて、インターネット投票全般に一般化して話を進める。アリゾナ州での事例を参照しながら、次の2つの観点から分析を行う。

メリット・デメリット（3 - 1）

アクター分析（3 - 2）

「メリット・デメリット」では、インターネット投票という投票システムが持つプラス面とマイナス面を「メリット」「デメリット」という枠組みで分析する。ここではインターネット投票が及ぼす影響力について理解を深めると共に、その問題点についても考察を加える。

「アクター分析」では、インターネット投票をめぐる関連アクターの動きを追う。大きくアクターを「政府」と「民間」に分け、政府内部での動き、民間内部での動き、そしてそれらを包括した全体的な動きをまとめる。

3章までがインターネット投票の現状と課題に関する分析である。

4章では、3章までの分析を踏まえた上で、「今後の展望」について報告を行なう。「インターネット投票は普及するか否か」という問題意識の下に、3章までの情報を総合的に勘案し「今後の展望」を占う。報告書全体の内容をまとめるとともに、私たちの班なりの解釈を展開する。

以上が全体の構成である。

第2章 検証! インターネット投票 ~アリゾナ州民主党予備選~

2 - 0 基礎編 ~ 祐介のサルでもわかるインターネット投票 ~

2 - 0 - 1 大統領選挙のプロセス

大統領選挙は、閏年の2月の予備選挙及び党支持者集会（コーカス）、7～8月に行われる全国党大会、そして11月の本選挙を経て、最終的に大統領が選出される。本選挙には、各党1人の候補者が出されるが、党内でこの候補者を選出するのが全国党大会にあたる。全国党大会では、50州とD.C.、プエルトリコやその他の領土から代議員が集まり、その過半数の支持を得た者が、最終的な党の大統領候補者として認められる。そして予備選挙は、各州や領土において、全国党大会に参加する代議員を選出する。

その予備選挙の投票手段はこれまで、

- 1、有権者が投票所まで行って投票する通常投票
- 2、予め地元の選挙管理団体に申し込み、票を郵送する不在者投票

の2つの手段があったが、この章の事例紹介で採り上げるインターネット投票は、アリゾナ州民主党における予備選挙でのもう一つの投票手段である。インターネット投票の登場は、投票手段の選択肢を広げたのであり、これまでの選挙の代替システムではない。

さてアメリカでは、大統領選挙の予備選挙に限らず全ての選挙において、投票権は自動的に生まれるものではない。18歳以上の者で、有権者登録をしたものに対してのみ投票権が認められる。詳しくは、3章で触れるが、この有権者登録という煩雑な手続きも、アメリカでの投票率の低下を招いているが、F.E.C. (Federal Election Committee)では申し込み用紙のオンラインでの配布を始め、すでに26州(Alabama, Alaska, Arizona, California, Colorado, Connecticut, Delaware, Georgia, Hawaii, Iowa, Kansas, Louisiana, Michigan, Minnesota, Montana, Nebraska, New Jersey, New York, Oklahoma, Pennsylvania, South Carolina, Texas, Utah, Washington, West Virginia, Wisconsin)でこの利用ができる。

2 - 0 - 2 インターネット投票の形態

一口に「インターネット投票」といっても、投票行為の過程にどの程度インターネットが使われるか、その度合いによって形態も変わってくるが、大きく2つの形態がある。「票」そのものの情報を郵送する場合と、デジタルで送信する場合である。

票はデジタルで送信するのではなく、あくまで郵送する投票形態は、通常の不在者投票

の過程を一部オンラインで行えるようにしたものである。すなわち、不在者投票の申し込みに際し、そのフォームを郵送してもらうかわりに、オンラインでダウンロードするのである。有権者はそのフォームを印刷し、必要事項の記入と署名を行い、選挙管理委員会に郵送する。実際このタイプの不在者投票はすでに、ワシントン州やカリフォルニア州で実施されている。

もう一つの、票の情報をデジタルで送信する形態は、今回アリゾナ州民主党での予備選挙で利用されたものだ。投票者が、ウェブ上でセキュリティの保証されたゾーンに入り、必要事項を記入するものである。投票行為を完全にデジタル化したのがこの形態である。

2 - 1 実践編～検証！インターネット投票 アリゾナ州民主党予備選挙～

インターネットの先進国アメリカ。国民の政治離れなどから投票率低下が叫ばれて久しいが、その救世主として注目されはじめたのがインターネット投票（以下ネット投票）である。実際、2000年5月までにおいてネット投票が公式な選挙で使われた唯一の事例は、アリゾナ州民主党予備選のみである。このアリゾナでの事例研究を行う事により、アメリカにおけるネット投票の最前線を探るのがこの章の最大の意図である。そして、このケーススタディの次にアメリカにおけるネット投票を総括的に分析し、ネット投票自体の利点、欠点、そしてアメリカ全体としてどのような流れを進んでいるのかという後半部分の報告への橋渡しの役割を成している。

この章自体はアリゾナ民主党予備選に至る背景、その過程、そして結果、そして問題点と多く4つの部分から構成されている。

2 - 1 - 1 背景（添付資料 No.2 参照）

2000年3月、アメリカのアリゾナ州民主党予備選挙において世界初のインターネット投票（以下ネット投票）が行われた。96年の選挙時に比べ6倍以上の投票数を記録し大成功を収めたとメディアは伝えている。CNNの調査によると、インターネット人口の増加するアメリカでは、66%のアメリカ人がネット投票をおこないたいと考えているという。大学の総長選や、ローカルなコミュニティにおける選挙でネット投票が利用された例は他にもあるが、公式な選挙の投票手段でインターネットが利用されたのは世界でも初めてである。

まず、アリゾナでネット投票が実施されるまでに至った背景を分析したい。アメリカ合衆国の西部に位置するアリゾナ州では天候的な理由、地理的な理由により投票所へ足が運

べなかったというケースが多く、それが投票率の低下に大きな影響を与えているという懸念がかねてからあった。冬になると大雪が投票所までの道を阻み、特に奥地に在住の有権者の中には選挙に行きたくても行けないという人までもいたという世論調査を地元ローカル紙が発表している。この地理的・気候的要素の解決が投票率アップへ大きな効果があるのではという認識のもとに、アリゾナ州民主党は他の地域にも増してネット投票の必要性に注目した。この地域では他の地域に比べネット投票が浸透する土台、そして採用する必要性が高かったといえる。

次にアリゾナ州の人口であるが、第二次世界大戦後に70万人程度だったものが、連邦政府の政策により1994年の時点で390万人と増加した。人種構成の方はどうなっているかという、白人が全体の69%、ヒスパニック系が21%、Native Americanが5%、という比率になっている。これに加え、人種別にインターネット利用実態であるが、白人が85%、ヒスパニック系が10%、Native Americanが1%となっており、いかにインターネットへのアクセスに格差が存在するか伺える。特徴的なのは他州と比較して電話や水道レベルの生活設備をも享受できない貧困層のNative Americanが多いということであり、ネット投票が定着した際に彼らとその恩恵を受けるまでの道のりが非常に険しいという懸念がある事だ。(添付資料 No.2 を参照の事)

2 - 1 - 2 プロセス

インターネット自体がアメリカでの選挙で登場したのは、96年の大統領中間選挙の頃からである。各候補者たちがホームページを開設し、そのサイトで公約などの情報を有権者に向けて発信したり、講演の様様を動画で伝えたりする議員が登場した。だがネット投票となると、96年の時点ではインターネット自体の普及がまだそれほど進んでいなかった事や、保守層からの強い反発により実施された地域はなかった。一方で60年代から投票率の低下が社会の深刻な問題となったアメリカでは、投票率アップのためさまざまな試みが為されてきたが、そのなかで功を奏した政策というものはあまりなかった。投票時間の拡大や選挙権の低年齢化、また、事前登録を車の購入の際に行えるようなサービスも展開した州もあったようだが、いずれも目をみはる成果を収める事はなかった。

このような中で、インターネット投票がこの状況を好転させるのではとメディアをはじめ、アメリカ中の選挙関係者が期待をかけていた。しかしながら、セキュリティの問題、保守層からの反発などにより、効果はあがる見通しはあるのだが、なかなか実施にまで至らないというもどかしい思いをしていた州が多かったのが現実であろう。実際、アリゾナ州以外にも、早い時機からネット投票に注目し、公式な選挙に取り入れようという動きは

いくつかの州であった。

そんななかで、世界初の試みがアリゾナ州で行う事が決まったわけだが、ここで注目したいのはネット投票を行う際に、事実上選挙の管理・運営を行うネット投票会社である。ネット投票が従来の投票と比べインターネットを使うということで、技術面を含めたインターネットリテラシーに長けている団体のサポートが必要となってくる。今回のアリゾナ州民主党予備選においては「election.com」というニューヨークにある民間企業がその役割を担い、アリゾナ州民主党とこの election.com が協力し二人三脚で選挙を進めていった。

この election.com という会社、ニューヨークに本社があり、市民の選挙への参加促進をサポートする会社である。ネット投票については、例えば大学の総長選などのローカルな選挙から、今回のような州レベルでの選挙まで幅広く、選挙の管理・運営を手掛けている。従業員は IT 分野、もしくは選挙関係分野でのキャリアをもつものたちで構成されている。

2 - 1 - 2 - 1 投票をどう行うか？

次にネット投票がどのような手順で行われるのか、実際アリゾナで行われたネット投票のシステムを例にとって説明したい。

事前登録

すでに選挙登録を行った人は、投票期間まで特別に行うことはない。民主党支持者でまだ選挙登録を行っていない人は予備選挙投票数週間前に選挙登録を行う。その際に必要となってくる記入用紙はアリゾナ州民主党委員会、election.com のサイトからダウンロードできるようになっている。その用紙に記入しサインをした用紙を、アリゾナ州民主党委員会のところへ郵送する。その後委員会が本人のサインであるか否かを照合し、問題がなければ登録完了である。

(注) ほかの選挙管理会社が描くネット投票では、事前にネット投票を行う事を不在者投票と同じように管理サイドに通知する必要があるが、今回のアリゾナではプロセスを少しでも減らそうという理念のもとから省かれた。

ネット投票を含めたアリゾナ州民主党予備選詳細情報の通知

2月 23 日前後にアリゾナ州民主党委員会からネット投票を含めた民主党予備選の資料

が、各民主党支持者の家庭へ郵送される。その際にネット投票の際に必要なとなる個人認証のデータも同時に通知される。

ネット投票

ネット投票は、election.com(<http://www.election.com>)またはアリゾナ州民主党委員会(<http://www.azdem.org/>)のウェブサイトから行う。そのサイトへアクセスした後、投票者本人であることを確認するためPIN(2-1-2-2で説明)、そしてその他に二つほど個人情報を入力する必要がある。このプロセスにより、個人確認を行いセキュリティ保護を行っているのだが、PIN以外の個人情報で何を問われるのかは公表されていない。

(注) ネット投票自体は、そのウェブサイトへのアクセスさえできればどのPCでも可能である。よって個人でPCを所有していなくても、家族・友人または、仕事場・図書館などネットに接続しているPCならば、それを使用し投票を行う事が可能である。

当日投票

従来通り3月11日の午前10時から午後7時までアリゾナ州に設置された124箇所(注: 実際2月のプレスリリースでは90箇所前後を設置すると発表)の投票所へ足を運び投票することも勿論可能である。当日投票においても、ネット投票の浸透を図ろうと各投票所にはPCが設置されており、その場でネット投票と紙による投票を有権者は選択することができる。

2-1-2-2 アリゾナ州の工夫

セキュリティ問題の解決

インターネット投票の最大の障害となるセキュリティ問題に関して、election.comでは以下の二段階の過程を経て対策をたてた。実際セキュリティ上トラブルの発生はなかった。

(1) PINの利用

Personalized Identification Numberと呼ばれる個人IDを管理することにより、投票の際の本人確認を行う。

(2) 開票セクションの分割による個人情報の保護

従来投票方式では有権者が投票を行う際には、候補者の名前を記入し紙を投票箱に入れるわけで選挙管理局側は誰が投票を行ったか、そして誰に投票が集まったかという事は

判明できても誰が誰に投票したかという事は原則的に秘密になっただけだ。しかしネット投票の場合、投票（クリック）してから選挙管理局が開票するまで有権者には目に見えないネットという世界を通過して行われる為個人情報漏洩が懸念されている。

この心配を解消するため、有権者が実際ホームページでクリックしてから、選挙管理局がどの有権者にどの候補者に投票したかを認識判断するプロセスを二段階に分けた。

一つは実際どの有権者が投票をしたかどうかを判断するセクション。もう一つはどの候補者に投票が行われたかを判断するセクションである。技術的な面は当報告の目的と乖離するため、ここでは割愛する。このような二段階の過程を経ることにより、選挙管理当局では郵送による不在者投票のセキュリティと同等な安心感を有権者には与えていると言及している。

少数民族への対応

ネット投票導入へ反対する声として、インターネットを利用できる層とできない層の格差が以前にも増して著しく拡大していく問題（デジタルディバイド）が挙げられる。3月12日のCNNの報道によると、アリゾナにおいても2000年1月にヒスパニック系女性団体と黒人系団体がインターネット投票反対の運動が展開された。彼らは、ネット投票は1965年に制定されたVoting Rights Act（投票権法）違反であり、ミレニアム版教養差別であると強い反発を示した。しかし、アリゾナ州裁判所は司法当局による厳重な監察のもと選挙が行われることを条件にネット投票へ司法サイドからの許可がおりた。

また、インターネットへのアクセスに障害があるのは低所得者層だけではない。アリゾナ州の北東部に住むナボハ族は、その地理的な理由にも起因しインターネットへのアクセスが妨げられている。このナボハ族への対応策として、election.comは居住区までラップトップコンピューターを何台か運び、現地に特設の投票施設を設け、現地の人々がオンライン投票をできるインフラを整えた。

2 - 1 - 3 結果（添付資料 No.2 参照）

3月12日のelection.comの発表によると、39942人が民主党のアリゾナ州予備選でインターネット投票を行った。同社は、2000年3月11日は民主主義にとって歴史的な一日になったと大々的に今回のネット投票の成功を全世界へ向け伝えた。96年の選挙に比べ投票数でも12800票から86907票と600%増という著しい進歩があった。アリゾナ州の民主党支持者の数が約82万人のため、今回の予備選の投票率は10.5%となったが、96年の1.46%という数字と比べると躍進したことが伺える。添付

資料 No.2 を参照の事。

詳しい内訳を見ていきたいが、全投票の中でネット投票の投票数は事前投票の 3 5 7 6 8 票 (4 1 %) と、当日投票所でのネット投票の 4 1 7 4 票 (4 %) を加え 3 9 9 4 2 票。全体の投票数に占める割合は約 4 5 %。郵送による事前投票数は 3 2 1 5 9 票 (3 7 %)。当日用意された投票所は 1 2 4 箇所、そこまで足を運び投票した人の数は 1 3 8 6 9 票、全体の 1 6 % であった。その投票所でも P C が用意され画面をクリックする投票方式が採用され 4 1 4 7 人 (4 %) が利用した。従来通りの紙による投票方式もあり、 1 3 8 6 9 人の人が紙による投票を行った。

また、別の角度からみると 3 月 1 1 日、選挙当日投票をした人の数は 1 8 0 4 3 人、全体に占める割合 2 0 % であった。逆に 3 月 7 日から 1 0 日まで行われた、ネット投票と郵送による不在者投票のいわゆる事前投票の投票数は合計で全体の 8 0 % 近くを占めた。ネット投票の採用により事前投票をする人の数が激増したという事がわかる。選挙へのアクセス機会が有権者としては拡大し、いままで一日しかなかった選挙へのアクセス時間がネット投票により 3 倍近くにものびたのである。ネット投票が定着するのならば、この有権者の投票へのアクセス機会の増加というものが今後の選挙自体に影響を及ぼすであろう。

ただ、ここで注意しておかなくてはならないのが 6 0 0 % 増という数字のトリックである。9 6 年の中間選挙は、クリントン政権の信任投票的な色合いが強く、強力な対立候補もあらず、選挙自体の注目度が低かったということである。9 2 年の選挙時と投票率を比較してみると、投票率も 2 倍強の増加である。この点も注意すべき背景である。

2 - 1 - 4 問題点

今回のアリゾナ州民主党予備選においてネット投票実施は円滑に進んだのだろうか？答えは NO である。選挙の公平性という点から疑問視する声がある NPO 団体からあがった。その団体とはヴァージニアにある Voting Integrity Project(以下 VIP)である。VIP とは、アメリカでの選挙において選挙権を保護していくという理念のもとに設立された NPO である。今回の選挙に対し、ネット投票の実施はネット投票をできる人と、できずに従来通りの投票を行う人との間で選挙の機会の不平等が生れ、1 9 6 5 年に制定された選挙権法に触れると批判をした。VIP は 2000 年 1 月 2 1 日、アリゾナ州民主党支持者で選挙において公平性を欠くと主張する 4 人の民主党支持者 (内訳は 2 人の黒人と 2 人のヒスパニック系) とアリゾナ州民主党を相手取り、アメリカ地方裁判所へ訴訟を起こした。

訴訟の内容は以下のとおりである。

アリゾナ州で行われた民主党予備選は黒人やヒスパニックというマイノリティの選挙権

侵害という犠牲のもとに、白人の選挙参加を促したものである。実際、ネット投票をした人は2000年3月7日午前12:01から同年3月10日午後11:59までという96時間投票へのアクセスが確保されたのに対し、従来の投票形態の人は同年3月11日午前7:00から午後7:00までの12時間しか選挙へのアクセスが確保されていない。これは明らかに1965年に制定された投票権法における、投票における差別に該当するものである。

これに対しネット投票の管理・運営にたずさわりの、この裁判の被告となった election.com は、「人種・性別を問わず、いかなる市民をも選挙からのアクセスを遠ざけた要素はない。目的は投票者を増加させようとするものであり、投票者の選挙時の選択肢を増やしたものであると強く反論した。

これを受けて、アリゾナの連邦地方裁判所 Paul Rosenblatt は「ネット投票は投票者の投票を促進する作用の色合いが強いものとし、これによりマイノリティの選挙へのアクセスが拒まれたという今回の告訴は妥当ではなく、ネット投票の実施を中止する要素は見受けられない。」とし、訴えを退けた。が、同時にこれからのネット投票における平等性については調査を続けて行く必要があると付け加えた。

2 - 1 - 5 まとめ

以上のように、アリゾナ州民主党予備選におけるネット投票は全体としては92年選挙に比べ6倍近い投票率向上を遂げ大成功を収めた。しかしながらその選挙に至るまでの過程は決して平坦な道ではなく、推進派であり選挙運営に携わった election.com そして、アリゾナ州民主党と、その反対派のVIPの間では裁判になるまで深い対立があった。この事例研究からネット投票というものが、単純に投票率の向上、利便性の追求から推進するアクターと、その利便性に反対する勢力とで対立しやすい構図になる事象であることが浮かび上がってきた。その際にポイントとなるのが、いままでに無かったネット投票が、従来の投票形式と比較して、どのような利点、そしてどのような欠点があるかという事を明確にするべきであるという事である。この作業により、ネット投票の実体というものへ近づけると考え、次章では総合的にネット投票の利点と欠点を指摘したい。

第3章 インターネット投票におけるメリット・デメリットについて

アリゾナの事例を紹介した上で今度は一般的に見たインターネット選挙におけるメリットとデメリットについて述べてみたい。

3 - 1 メリット・デメリット（添付資料 No.3 参照）

<メリット>

従来よりも投票が比較的容易になる

ご存知の通り、アメリカでは20歳に達すると自治体の選挙管理委員会によって自動的に選挙人名簿に登録され、投票の数週間前に有権者であることを知らせる葉書が送られてくるという自動登録制度とは異なり、ほとんどの州において投票する意思のある市民は事前に有権者登録をしなければならない。これを自発的登録制度という。しかし、その事前登録の仕方は州によって多少は異なるが、一般的に言うと、まず登録するための詳細を知り、その自治体の登録場所を知り、多くの時間を割いてそこを訪ねなければならず、投票に対してかなりの意欲と関心がなければ多くの人々が行く気をなくすであろう。転居した場合には当然再登録が必要である。その点インターネット投票の場合は登録も投票もインターネット上で行われる。アリゾナ州民主党予備選挙の場合は事前に本人のサインを選挙管理委員会へ郵送しなければならないが、それでも投票所まで足を運ぶことに比べれば多くの時間と労力が節約できる。加えて、広い国土を有し、国民を取り巻く地理的、気候的な環境が多様化しているアメリカにおいては投票日当日の天候や有権者の住む地域の地理的要件に左右されずに自宅のパソコンから投票できてしまうことは何よりも便利である上に、投票率の安定化にもつながるはずである。他に、海外に滞在、在住しているアメリカ国民（軍人、外交官を始めとする政府職員など）、仕事などの理由からなかなか登録し、投票する時間が確保できないビジネスマンやキャリアウーマンなどにとっても同じことが言える。

実際に、国防総省は海外に駐留する軍人350人と米国政府職員を対象としたインターネット投票プログラムを2000年11月の選挙に際して実施すると発表している。

このように従来の投票形式における時間的、投票形式のデメリットを克服していると言える。

投票率の上昇

投票率の上昇も見逃せない。長年に渡る投票率の低下（1996年の予備選挙においては1億人もの投票有資格者が投票せず、結果として投票率は44.9%と半数を割り、170カ国ある民主主義国家の中では138位という結果であった。）を食い止めるという点でかなりの影響を与えるとの見方がオンライン投票推進派の意見の多くに見られる。

事実、アリゾナの民主党予備選挙において6倍もの投票率を記録し、そのうち約4割の人々がインターネット投票をした。加えて従来選挙において、比較的投票率の低かったマイノリティーの政治参加を促し、結果的に投票率の上昇につながるという見方もある。以下でマイノリティーをいくつかに分けて考察を加えていくことにする。

・女性

今回いくつかの女性団体を調査した結果、女性団体（women.com, womenvote.org, Women Leaders Online Fund）は概ねインターネット投票に対し強い支持を表明しているということがわかった。実際ほとんどの選挙において、投票率が50%を切る女性にとってはネット投票が長年の課題であった女性の政治参加に大きな影響をあたえたと言ってよいだろう。例として、Women Leaders Online Fund という団体では女性の投票率が低い背景には女性達が投票したい立候補者を見極めるほど立候補者に対する情報を知らない、誰に投票したらよいかわからない、といった理由があるからだとし、妥協した投票をしなくても済むよう、あらゆる角度から自分の考えにもっとも近い候補者選びができるよう配慮されたサイトができており、自分の考えに合う候補者選びからネット投票までの過程をカバーしている。

・若年層

FEC（連邦選挙委員会）のレポートによると、現在の選挙において、最も投票率の低い年齢層は18歳から24歳層である。1996年に行われた予備選挙では、この年齢層の合衆国民のうち投票したのは3分の1にも満たず、アメリカにとって確実に深刻な問題になりつつある。しかし、インターネット投票を考えるうえでこの年齢層は重要なアクターにもなりうる。カリフォルニアの例を見てみよう。California Public Policy Institute による1999年12月の調べ（表1、2）によると、この年齢層のインターネットのアクセス率は他の年齢層に比べて極めて高く、（カリフォルニア州における18歳から24歳層のインターネット、Eメール利用率は73%であるという事実もある。）また、インターネット

投票に最も高い支持を示しているのもこの年齢層であることからインターネットを使う若者達が投票し、ひいては投票率上昇につながる可能性は大いにあることが想像できる。

- ・ 障害者

今回は調査はできなかったが体の不自由な障害者などにも影響を与えると思われる。

- ・ 海外居住者、海外渡航者など

先に述べたように、頻繁に海外に出かけるアメリカ国民や、海外で生活するアメリカ国民などは大いに利用価値がある。

- ・ 貧困層

とくに黒人やヒスパニック層を指す。デジタル・ディバイド問題の解消が成功した場合（コンピュータを所有するまでとはいかなくても、アクセスする機会を平等に与えた場合）には、例えば図書館などの公的施設で彼等がインターネットで投票をする可能性はあるので、一応列挙しておくことにする。しかし、現行の投票にしても彼等が単に登録の煩わしさから投票を放棄しているとは限らないと考えると、まだまだ議論の余地がありそうである。ここではこれ以上述べてデメリットのところで述べることにする。

現行の選挙に良い刺激を与える

- ・ 儀式化した選挙

投票率が年々低下していく理由は何も投票までの手続きが煩わしいだけではない。投票する意志が始めからない有権者も必ずいるはずである。そういった有権者にとって、ほとんど形だけの儀式化（行事化）してしまった投票、選挙にインターネット投票という新たな今までの選挙の形を根本から覆しかねない投票の選択肢を与えることによって、良い意味での刺激となるであろう。

・少数勢力が躍進

インターネットでの選挙活動が可能となった今、政治資金の乏しくこれまでのメディアで排除されがちだった少数勢力（第3政党）の立候補者にとっては自らをアピールする機会が増え、情報発信が促進されることにもなりうる。そこで考えられるのが、少数勢力が世論の予想を超えて躍進する可能性が出てくるということである。従来の一連の選挙・投票スタイルでは資金面でも票の確保の面でも圧倒的に現職候補が有利であったが、インターネット投票ではある意味誰が当選するかわからなくなる可能性がますます強まるのではないかという見方がある。

それを裏付ける典型的な例として、98年の中間選挙においてプロレスラーから一転してミネソタ州の知事になってしまったジェシー・ヴェンチェラ氏が挙げられる。彼の最大の勝因はインターネットであったと言われている。当選に必要な豊富な選挙資金も強力な支持者達によるバックアップもなかったヴェンチェラ氏にとって、唯一の武器はEメールのアドレスだけであった。98年の中間選挙では彼の運動資金の約3分の2、当時最高額の8万ドルの選挙資金とわずか2日間で250人のボランティアをみつめることにも成功している。そして、いまや伝説的になった「最後の3日間バスツアー」。電子メールで行く先々に支持者を集め、30歳以下の白人男性の圧倒的な支持で劇的な当選を果たした。

この事例をきっかけとしてインターネットは立候補者にとって重要な選挙活動の1つとなり、欠かすことのできない要素となった。大統領選ではとりわけ二番手グループがインターネットに望みをかける。もうひとつ例をあげると、今年2000年の大統領選挙においてセンセーショナルな出来事が起こった。ニューハンプシャー州共和党予備選において、大方の予想を破って勝利をおさめたマケイン上院議員である。豊富な資金と基盤が整っていた相手のブッシュ・テキサス州知事を押さえての勝利に全米中が注目した。彼もまた、Eメールをフルに活用しているようだ。そして彼の元には今までにない数のボランティアの申し出と選挙資金が集まったという。第3政党にスポットを当てている”I Want a Real Choice”というサイトが1997年に行った世論調査では全体で67%の人々が民主・共和両党以外の第3政党に関する情報をもっと欲しいと言っている。こういった事例を踏まえてみると、インターネットの選挙における重要性が大きくなるにつれて、それに今後付随するであろうインターネット投票が正式な投票方式として全米で採用されるとすると、ますます事態は混戦模様、本当に誰が当選するのか予想がつかないという風になるだろう。

- ・直接民主主義に近づく？

このようにして、インターネットによる選挙運動、投票が普及することで有権者に対し何らかの影響を与えれば、投票率が向上するのみならず政治的にアマチュアであった人々の政治的教育や、政治参加意識を促し、直接民主主義的な方向に近づき得るとも言われている。つまり、現在の代表民主政治のありようを大きく変える可能性が指摘されていると言ってもよい。

- ・選択肢の拡大

この後のデメリットのところでも述べるが、インターネット投票が普及したとしても従来のように紙に書いて投票する方式が完全になくなるわけではないだろう。なぜなら、有権者は自分の票がきちんと結果に反映されているのかどうかを重視するのであって、セキュリティの技術がいくら発達したとしても、それを信頼できない有権者は必ず残り続けるという観点に基づいているからである。このようにインターネット投票が現行の投票形式と共存するであろうことを考えると、有権者にとって投票形態の選択肢が1つ増えたという捉え方もできる。

<デメリット>

インターネット投票におけるデメリットは以下のように指摘できる。

digital divide, digital gap 問題

多人種・多文化・地域・収入・教育水準によるパソコン、アクセス手段所有率の格差

先週のデジタル・ディバイドのプレゼンテーションにあてはまる部分なのであまり多くは触れないが、いくつかの観点からデジタル・ディバイドの実像に、以下の4つの視点から迫ってみたい。

- ・人種と収入による格差
- ・文化的背景
- ・学歴による格差
- ・地域格差

1998年 National Telecommunications and Information Administration が発表した “ Falling Through the Net ” というレポートではいろいろなアプローチからのデータが詰まっている。人種のつぼと称されるアメリカ社会において、人種は大きく4つに分けられている。白人と、黒人、ヒスパニック系、そしてその他、である。表3を見てもわかるように、年収が75,000ドル以上で家庭でインターネットを利用している人はどの人種を見ても約50%近くに及ぶのに対し、75,000ドル以下からは大幅に割合が減っている。これは75,000ドルというかなり安定した年収を持つものと持たざるものとでかなりはっきりと格差が生まれていると言ってよい。人種で見た場合、特に目をひくのは黒人とヒスパニックである。どの値を見ても白人とその他が示す値よりもかなり低い。

商務省の1998年度の夏の調査ではパソコン所有者は白人の47%に対し、黒人では19%であった。人種による格差も否定できないようだ。

1997年から1998年の間に白人と黒人間において、インターネットに家庭からアクセスできる環境にある人の割合が37.7%増加し、コンピュータを所有している人の割合は1994年から1998年の間に39.2%増加した。ただし、高所得者層においては白人と黒人間においてはコンピュータの所有率は1994年から1998年の間に76.2ポイント縮小した。

これらのデータによれば、インターネットの利用に関する ‘ digital divide ’ の原因は人種間よりもむしろ所得格差にあることが推測される。一定の収入がある場合、ほとんど人種に関係なくインターネット利用率は安定している傾向がある。

一方収入による格差を見ると、高所得者層の60%が日常的にインターネットを利用しているのに対し、低所得者層においては16%の人しかインターネットを日常的に利用していない。高所得者層と低所得者層の間におけるインターネット利用に関する ‘ digital divide ’ は1997年から1998年にかけて29%拡大した。家庭でインターネットを利用できない低所得者層は公共施設からインターネットにアクセスしている。

また、黒人、ヒスパニック系の間でインターネットの普及率が低い理由として低収入や低学歴といった要因の他に、文化的背景がある。インターネットを使う価値があるのか、ないのかを決める価値基準が民族の文化によって違うからだという指摘もあることを付け加えておく。

学歴による格差では、大学卒が家長の家庭のパソコン保有率が小学校卒のその8倍に達しているという報告もあり、一概に収入的な要素だけが格差を生んでいるというわけではなく、学歴も大きな要因になっているということがわかる。

大卒のうち、61.6%の人がインターネットを日常的に利用するのにに対し、義務教育しか受けていない人は6.6%の人しかインターネットを日常的に利用していない。高学歴層と低

学歴層におけるインターネット利用に関する 'digital divide' は 1997 年から 1998 年にかけて 25% 広がっている。大卒の人は高卒の人と比べて 10 倍の確率で職場においてインターネットに接続できる環境にある。これらのデータによれば勉学においてある程度インターネットにアクセスしているのは現在成人の約半分。また、成功してきた人の多くがインターネットを利用しているのに対して、教育上インターネットの恩恵を一番多く受けるであろう低学歴層が取り残されている現状が浮かび上がってくる。

地域による格差もまた、大きな要因である。都会における高所得者層は地方における低所得者層と比べて 20 倍程度家庭においてインターネットにアクセスする環境がある。

このように、持てる者と持たざる者の情報格差はますます広がりを見せる一方で、持たぬ者にとってはますます政治不信が強まるといってよいだろう。

セキュリティ問題、ハッカー対策

ここでは一人が票を二重に持つ可能性を何よりも避けるために問題点をいくつか挙げることにし、技術的な説明は本報告書の目的にそぐわないため割愛する。インターネット投票の実施において大前提となるのが、秘密選挙の原則を忠実に遂行できる安全なセキュリティシステムである。

インターネット投票を有効なものにする最低条件は以下の 4 つである。

- Registration：登録者が本当に資格を持っており、法的にも投票する権利があるかの確認
- Authentication：ネット上で投票した人と実際の人と同じであるかの確認
- Privacy：投票者が誰に投票をしたかネット上で漏れないようにする安全技術の確保
- Verifiable Results：投票者の票が実際に正確に集計に反映されているかの確認

これらの条件のうち、最も難しいのが投票者の身分照会である。インターネット投票における個人認証においては年齢など、些細な情報をちょっと変えるだけで 2 重投票が可能になってしまう恐れがある

この問題解決にあたり最も実現可能性が高いセキュリティ技術は PIN (Personalized Identification Number) 技術であるが、PIN は完全なものではなく、有権者自身が忘れてしまったり、漏らしてしまった場合には効果はない。

また、電子署名もしくは電子認証技術が現在最も普及している技術であるが、それだけでは不完全なので他のセキュリティ技術と併用が必須であり、規格の統一も問題となる。さらに、電子署名を有権者すべてに政府が配ると莫大なコストがかかる。

この他に、次世代の認証としてバイオ認証（指紋、声紋、etc）はセキュリティ的に高い信頼性を誇るが、プライバシー上の問題がある上に、悪用されたときの危険性の甚大さ、アメリカ人のプライバシーに厳格な国民性からして、実用には相当の紆余曲折、反発が予想される

このほかにインターネット上の投票においては「選挙に勝つための不正」の他にハッカーによる愉快犯的な犯行に対しても備えなければならないし、ネットにおけるウイルス対策も講じなくてはならない。ハッカーの技術向上により数年後には驚異的なウイルスが流布される可能性が高い。さらに、巧妙な偽サイトをいかに防ぐかも問題である。有権者は偽サイトだと気づかずに投票してしまう危険性が高く、そうするとプライバシーが漏れてしまう可能性もある。

回線負荷の問題（特に大都市など）

サーバーの容量を超えるほどのアクセスが集中したらどうするかも問題である。投票者が何度もアクセスを試みたり、ウェブの読み込みに時間かかっても投票を続行するかは疑問である。

また、ハッカーによってネット上の経路に大量のデータが流され、妨害される可能性も否定できない。インターネット投票セキュリティを高めれば高めるほどは心理的にハッカーの格好的となりやすい。

投票の持つ意味の変化

投票という1つの目的のもとに結束する力が失われてしまう恐れがある。選挙がある意味で儀式（行事）化し、投票所や集会に行くことによって一種のコミュニティが形成されている。それがクリック一つで終わってしまうのは抵抗がありはしないか、選挙の価値が下がるのではないかという指摘。

そもそも現在、投票をしない多くの人々は政治的無関心や無力感によるものであり、さらに実際にインターネット上のセキュリティがメディアで連日議論され、その無力性も理解し得る中で、あえてインターネットで投票するという可能性は高いものではない。むしろ政治的無関心や無力感を増殖させる可能性がある。ネット投票は確かに便利であるが、投票者は利便性よりも自分の投票がきちんと反映されているかを何よりも重視するため、国民が本当に信頼しない限り、投票率は上がらないと考えられる。そして何より、不在者投票や投票時間の延長などの結果に見られるように、利便性の向上が必ずしも投票率を押し上げる効果があるわけではない。

またネット投票によって投票が容易になると、投票を先送りにしてそのまま投票せずに

期間が終了するケースが多いと考えられ、結局投票率向上に寄与するとは考えにくい。

3 - 2 アクター分析

3 - 2 - 0 全体像（添付資料 No.4 参照）

全体像は、大きく2つの動きに集約できる。行政府・議会を併せた「政府」側の動きと、民間企業・NPO（非営利組織）を併せた「民間」側の動きである。

全体像としては、政府側「静」、民間側「動」という対照的な構図が存在する。行政府・議会サイドは、どのプレスリリース、議事録等を見ても活発な議論すら行なわれていない状況にある。これは議論に足るだけの情報が不足している事に起因している。（この点に関しては後述）インターネット投票自体が導入の初期段階にあるため、政府側は「静観」の動きにあるといえる。

これと対照的なのが民間側の動きである。インターネット投票に関する民間企業・NPOが数多く立ち上がっている。アリゾナ州の事例において重要な役割を果たした「election.com」などはその典型である。各組織がそれぞれの方針でインターネット投票に関する議論・調査・実施活動を行っている。ここで注意すべき点は、「それぞれの方針で」という点である。民間企業・NPO組織は、各組織が各組織独自の思惑で動いているという特徴がある。添付資料からも分かるように、数多くの組織が存在し活動を行っている事は事実である。しかし全体として見た場合に組織化されていない点。インターネット投票がまだ初期段階にあるため、各組織のベクトルが違う方向を向いている。異常の事から分かるように混沌とした状況にあるというのが現状である。政府側と比べて「動」という全体的な傾向はあるものの、組織化されていない点が重要である。

政府側「静」、民間側「動」という構図。そして両者の関係は乖離しており、政府と民間との間で協調的または対立的力学は発生していない。以上が全体像である。

次にこれらを踏まえた上で、各アクター別の分析を行う。

3 - 2 - 1 行政府

<大統領府>

現在、「インターネット投票」の実現可能性について調査中である。

1999年12月17日。大統領府は、政府系組織である National Science Foundation(NSF)に

対して、インターネット投票の実現可能性に関する1年間の調査研究を命じた。この研究には、法学者、技術関連の専門家、インターネット投票に詳しい専門家が参加することになっている。しかし大統領府内部における議論は、まだ具体的な形で行なわれてはいない。現在は調査結果が出るのを待っているといった状況だ。話題の焦点は、「デジタル・ディバイド」や「インターネット課税」の方にあり、「インターネット投票」に関する議論は見られない。民間団体の積極的な推進活動に比べると、大統領府の対応は遅れている。その意味では大統領府は現在中立的立場にいと捉えられる。

それではなぜ大統領府は「静観」の動きを取っているのだろうか。その理由には以下の3点が考えられる。

第一に、情報不足である。これはインターネット投票がまだ発展途上の段階にあり、その具体的導入に対しても初期段階にある事が起因している。それは前章で分析をしたように、インターネット投票にはたくさんの社会的技術的課題が積み残されているからである。まだアメリカ全土として導入するには実用レベルが低いことが挙げられる。そのような背景があるために、大統領府としてはインターネット投票に関して議論すらされていない。これは情報不足が原因である。これは大統領府がNSFにインターネット投票の実現可能性について調査を命じた点からも伺うことが出来る。従って現在は完全に「待ち」の状況であり、実際の導入に関しては議論はおろか導入検討に関しても時機尚早との考えなのであろう。故に大統領府は「静観」であると言える。

第二に、優先順位の低さという点があげられる。インターネット投票に関する発言が極端に少ない点。それに対して「デジタル・ディバイド」「インターネット課税」に関する議論が盛んであるという点。これらを考え合わせるとクリントン大統領を始めとする大統領府は、インターネット投票を優先順位の中でかなり低位に置いていることが分かる。インターネット投票に関してはまだ調査段階にあるという点は決定的であるが、相対的に「デジタル・ディバイド」や「インターネット課税」に対する対応の方が急を要しているという実状もあるのだろう。アメリカ経済が好景気に沸いている中、その広がる格差（デジタル・ディバイド）に対してや、経済活動に対して直接的影響力を及ぼす課税問題の方が優先されるのは当然である。インターネット投票に関しては、大統領府として、可及的速やかに議論すべき性格のものではないため、対応が遅れていると捉えることも出来る。

第三に、時期的要因である。それにはクリントン大統領の任期満了が近づいているという点が強く影響している。アリゾナ州の予備選挙の段階でインターネット投票が導入されたものの、その動きはまだ全米規模までに広がるものではない。クリントン大統領が仮にインターネット投票を積極推進したとしても、今年の11月に行われる本選挙までには時間的に間に合わない。インターネット投票は政権の得点とはならないのである。任期満了

までにやり遂げなければならない課題は山積みされており、優先順位の低さと同様に時間的要因からも、対応が遅れている理由を伺う事が出来る。インターネット投票に関する具体的議論は次の政権に委ねる形だ。

以上の理由から大統領府は「静観」であるといえる。

【出所】ホワイトハウス (<http://www.whitehouse.com/>)

・ Electronic Government (December 17, 1999)

”conduct a 1-year study examining the feasibility of online voting”

・ Q&A with president CLINTON from stateline.com (January 27, 2000)

”conduct a 1-year study examining the feasibility of online voting”

< 国防省 >

1999年11月9日。国防省は、2000年11月の大統領選本選挙に際して、海外在住の350人の軍人にインターネットを用いた不在者投票を実施するプログラム FVAP (Federal Voting Assistance Program) を実行する事を発表した。海外で常時任務に当たっている軍人は、選挙の時といえども持ち場を離れる事は出来ない。特に戦闘地域に配備されている軍人、災害地域救援に当たっている軍人、また船舶や潜水艦に搭乗している軍人などは、不在者投票のシステムを使っても「郵便」すら使えない状況にある。実際に1996年の大統領選挙では全軍人の4分の1が投票できなかったという調査がなされている。従って海外で任務に当たっている軍人にとっては、一般的な米国民よりもよりインターネット投票が渴望されているという現状がある。

今回は2000年11月の大統領選本選挙の過程において、パイロットプロジェクトとして正式に行う。あくまでもパイロットプロジェクトという性質のものであるため、実施規模は狭い範囲にかぎられる。インターネット投票に参加する州は、Florida, Missouri, Texas, South Carolina and Utah の5州。この5州において法的な投票権(18歳以上で、選挙登録を済ませた者)をもつ軍人にのみこのプログラムは適用される。またその中でもプロジェクトに参加する意思のあるボランティア350名のみに限られ、さらに個人的にコンピューターを有していてインターネットに接続できる環境を持っているものに限定される。

プロジェクトへの参加登録は、2000年1月から始まっている。FVAPによれば、11月の本選挙までに何回かのテストを行い、本番に備える構えだ。パイロットプロジェクトの成功は、インターネット投票全体への影響を与えるために、その成果が期待される。

<その他の省>

連邦選挙委員会（FEC）は、コンピューター利用者に偏りが有るために、1999年9月「現在、司法省がインターネット投票を実行するための何らかの法整備をすることはありえない」と述べている。FECとしては「早期導入は時機尚早」との考えを示しており、司法省もその考えが強い。

その他の省ではインターネット投票に関する言及は見られない。従って直接的に「インターネット投票」に関して関わっているのは、現在の所「大統領府」「国防省」「連邦選挙委員会」の3つであると言える。しかしこれら3アクターも、それぞれに連関性・協調性があるのではなく、個別に行動をしているというのが現在の状況である。

総じて行政府としては「静観」の動きが強いというのが現状である。

3 - 2 - 2 議会

現在議会においては、インターネット投票全般ならびに先のアリゾナでの投票実施に関連して、目立った動きはない。関連する法案「H.R. 3232」の1法案が下院議会運営委員会（Committee on House Administration）に審議が委嘱されているのみで、その他各委員会の公聴会等でも議論はない。

上下両院では、インターネット投票におけるセキュリティ技術問題に関連する暗号化技術及び電子署名に関しては、多数の法案（暗号化技術関連：H.R.850、S798、S854、H.R.2616、電子署名関連：S761、H.R.1320、H.R.1685、H.R.1714、S921、H.R.1572）が審議され、商業委員会（上院 Commerce, Science, And Transportation Committee、下院 Committee on Commerce）を中心に、暗号化技術及び電子署名に関する公聴会等が行われているが、これらは多額のお金がかかる B to B e-commerce 分野での利用を前提としているため、論点は官民主導のバランスやプライバシー保護が中心で、インターネット投票におけるセキュリティ面での利用は視野に入れられていない。

<H.R.3232 法案>

H.R.3232 法案は、大統領に対しインターネット投票における問題点に関し調査を指示するものである。法案は共和党 Jackson, Jesse L., Jr.が1999年11月5日に提出し、Abercrombie, Neil Christensen, Donna MC、Franks, Bob、Gutierrez, Luis V.、Hilliard, Earl F.、Johnson, Eddie Bernice、Kennedy, Patrick J.、Lee, Barbara、Owens, Major R.の共和党員9名が賛同している

(添付資料)

H.R.3232 の概要は以下の通り。

- 目的：大統領に対し、オンラインおよびインターネット技術を利用した投票ならびに政治活動に対し、問題点を調査するよう指示する
- 調査項目は以下の3点。
 1. 利用されている技術が、個人の投票の利便性、投票のシステム、票の回収・保管と必要なデジタル信号送受信の過程において確立されているか。
 2. 投票システムのセキュリティ規格の決定と開発。
 3. インターネット投票によって投票率やアクセスの容易性、外からのコミュニケーションによる影響やその他の選挙執行上の問題点に関する潜在的影響の分析。
- 調査に際しては、以下の有識者をアドバイザーとする。
 1. Federal Election Committee が推薦する人物から1人。
 2. National Association of Secretaries が推薦する人物から1人。
 3. International Association of Clerks が推薦する人物から1人。
 4. 選挙の実施とインターネットに関するエキスパートを1人。
 5. 下院議長と下院少数派のリーダーが推薦する人物から4人。
 6. 上院多数派と少数派のリーダーが推薦する人物から4人。
- 法案成立から六ヶ月以内に議会にレポートを提出する。

< 議会の動向に対する分析 >

議会においては、暗号化技術や電子署名に関する審議が活発であるが、これは強力なバックを持った団体のロビイング活動によるもので、議員も次の選挙を控えているためインターネット投票におけるセキュリティという公共性の高い側面を議論する余地はないという印象である。一方行政政府のインターネット投票に対する姿勢は、問題点などの調査結果の報告を待っているということもあり、静観している。ホワイトハウスは調査の報告を待ち、具体的な政策の立案と実行は次期政権に委ねる姿勢だ。しかし両者ともインターネット投票に対して全くの無関心というわけでもない。

さて、下院で H.R.3232 が提出されて (1999 年 11 月 5 日) 間もなく、ホワイトハウスはインターネット投票に関して調査を指示 (1999 年 12 月 17 日) したが、こうした動きが議会の動きと関連しているかどうか不明である。期間が1ヶ月しか空いていないという事から見ても、法案の賛同者数から見ても、またクリントン大統領の調査グループのメンバー

から見ても、無関係であると考えるのが妥当であるが、一概に関連を否定できるものではない。クリントン政権が H.R.3232 という地味な法案が審議中であるということを知り得たかどうか、実際のところはわからない。

3 - 2 - 3 民間セクション (添付資料 No.5 参照)

先述のように、行政府と議会は基本的に静観の構えをとっている。一方、民間レベルにおいては各アクターがそれぞれの立場に立って、活発な意見の表明を行っている。ここでは、民間における論点を提示した後、各アクターのインターネット投票に対する意見を、大きく賛成派、反対派に分けて紹介する。

民間レベルにおける議論を整理すると、論点は以下の 3 点に集約される。

- ・インターネット投票は信頼に足るシステムなのか
- ・インターネット投票は、投票率の低下を改善できるのか
- ・インターネット投票を採用する時期はいつにすべきか

まず第 1 点目に関してだが、投票をインターネット上で行う場合、常にセキュリティーの問題が関わってくる。ハッカーやコンピュータウイルスがシステムに侵入することを防ぎ、有権者の投票結果を確実に結果に反映させることはできるのだろうか。一時的に対策を講じたとしても、ハッカーは新たな手を考えて再度ハッキングを試みるだろう。システムに対する信頼性を確実なものとし、有権者を安心させることはできるのだろうか。

第 2 点目の投票率低下の改善は、投票率が低下している原因をどこに求めているのかということと密接な関係がある。各アクターは投票率が低迷している原因を何だと思っているのか。そしてインターネット投票を導入することで、投票率低迷の要因に対してどのような影響を与え、結果として投票率を向上させることができるのだろうか。

第 3 点だが、社会状況等を踏まえ、インターネット投票の導入時期はいつ頃になりそうなのか。アリゾナのように今すぐに導入すべきなのかが焦点となっている。

以上 3 点を念頭に置いた上で、これから 4 つのアクターについて分析を行う。

<Voting Integrity>

団体概要

Voting Integrity Project(VIP)は公正に実施されている選挙への市民の参加を促すため、選

挙に対して技術的サポートをしていくことを基本理念とした NPO 団体である。ネット投票に関しては、投票の秘密性・平等性という観点から選挙自体が公正を欠いているという基本姿勢を示し、ネット投票反対派 NPO の代表的存在である。

賛否およびその理論

VIP が考える投票率低下の直接的原因は、投票者が自分の投じる一票が政治に対してあまり影響がないのではないかという懐疑心である。この場合、ネット投票のように投票自体の信頼性に欠ける選挙形式では投票率低下を改善する手段とはなり得ない。投票率を伸ばす効果があるのは透明性の高い投票であったり、事前投票など公平性が保たれている選挙形態である。VIP が主張するこの種の政策では、短期的に数字が大幅に跳ね上がるという期待はできないが、長い視野で見ると効果があらわれるという特色を持つだろう。

これに加え、ネット投票はインターネットへのアクセスが容易な極限られたコミュニティの選挙への機会を増やすだけで、それを享受できないマイノリティのグループとの差別をさらに広げる危険がある。以上のような理由からネット投票には反対である、というのが VIP の見解である。

したがって、インターネット投票導入の時期に関しての言及はないものの、信頼性と投票率への影響に関しては反対の立場をとっている。

<Benton Foundation>

団体概要

Benton Foundation は上院議員やユネスコ大使、シカゴ大学副学長等を務め、ブリタニカ辞典の出版や広告代理店「Benton & Bowles」の創始者である William Benton の遺産事業として 1948 年に設立された。機関の目的は「コミュニケーションの社会的利用の実現 = 情報インフラにおける公益拡大」で業務内容は、NGO 団体等の技術的支援、メディアコンテンツにおける情報の偏り、誤りの監視、政治的討論や熟慮の 3 点が軸となる。

具体的には、情報インフラの非営利目的広告業務で、各種 NGO を支援したり、書籍、ビデオおよびウェブによる出版を行うことで議論の材料を提供し、また必要に応じて各種ロビイング活動も行う。これまでの実績としては、クリントン政権のデジタル・デバイス政策の発端となったケースがある。メンバーは 45 名で前職は様々だが、商務省での実務経験者が多く見られる。

賛否およびその理論

Benton Foundation は、アリゾナで行われたインターネット投票に対し、デジタル・デバイドに対する配慮の欠落から、時期尚早であり、否定的立場をとっている。具体的には、州内全ての人がインターネットにアクセスできる環境が整っていないため、投票における平等が厳格に保証されていないというのが論点。アリゾナでは、全人口に対する非ヒスパニック系白人の割合が69%である一方、インターネットにアクセスしている成人人口に対する非ヒスパニック系白人の割合が85%であり、不平等であるというものである。また特に、アリゾナにはネイティブ・アメリカンが比較的多いが、彼らもやはりインターネットにアクセスする機会が少ない。

20年前に電話による投票の試みが失敗したにもかかわらず、インターネットによる投票システムが概ね信頼されたのは、民主党と Election.com の過剰なパフォーマンスが原因であると結論づけている。

Benton Foundation は信頼性と投票率に対する影響については言及していないが、導入時期という観点から、今回のアリゾナで民主党が行ったネット投票に反対している。

<Cisco Systems, Inc.>

会社概要

1986年に設立された、インターネット・ネットワーキングのリーダー・カンパニー。特定の技術にこだわらず、顧客の要求に応じて、さまざまなオプションを提供している。いくつかの分野で、製品は業界標準となっている。従業員は約1万8700人。最高経営責任者は J. T. Chambers。

賛否とその理論

近年の政治的無関心の増大、それに伴う投票率の低下は、民主主義の危機である。故にインターネット投票を推進する。インターネット投票は、従来の投票システムの不便性を解消し、投票率を向上させる可能性を秘めているからである。

「インターネットは伝統的なビジネスモデルの再定義を行った。現在、その流れは政治プロセスの再構築にも向かおうとしている。」(J. T. Chambers)

Cisco Systems はアメリカの IT 革命の最先端を行く会社であり、時代の流れを先読みし、インターネットの威力に注目。ビジネスに抜本的改革をもたらしたインターネットは、政治分野においてもその威力を発揮するだろうと考えている。

投票率低下の要因については VIP と意見が一致するものの、インターネット投票の導入

が投票率を向上させるかどうかという点において、意見が分かれている。また、インターネット投票システムの信頼性については、現状では問題があるものの5～7年の間に問題はなくなると見ており、導入の時期に関しては、2004年の次期大統領選挙においては、全面的にインターネット投票システムが導入されると考えている。

<Woman.com>

Woman.com もインターネット投票の導入に賛成している。詳しくは3 - 1にて詳述されているので省略するが、投票率低下の改善という観点から賛成している。信頼性と導入時期については言及していない。

以上のように民間レベルでの議論における論点は先程の3点に集約される。しかし、ネット投票導入に賛成の2団体の意見を見ると、投票率を向上させる可能性があるとしながらも、何ら論理的な説明はなされていない。一方で反対派は、信頼性、投票率向上の可能性、今すぐに導入することの是非の3点について現実を踏まえながら意見を唱えているように思われる。そこで、グループとしての意見を次章にて述べてみたい。

第4章 今後の展望

インターネット投票の今後の可能性を考える上で、もう一度デメリットを簡単に洗い直し、それらの課題が解決に向かった時、インターネット投票が社会的にどのような効果をもたらすのかについて少し考える。

先にふれたネット投票に関するデメリット要因はまずデジタルデバイドの問題、セキュリティ対策、回線混雑のおそれ、そして投票の持つ意味の変化、の大きく分けて4つであった。最初の3つは時間によるデジタルデバイドの解消と、技術革新によるセキュリティ、回線確保の実現はそう遠いことではないと思われる事と現在それについて論じることがプレゼンテーションの主旨からされるため、あくまでもこれらの要素については解決が見えたとする。

残るは投票の持つ意味の変化だが、これはネット投票のありなしに関わらず、投票という行為をいかに国民の権利行使として重要視するのか、という問題である。とすると、政治的な関心の高さ、という事が問題の焦点になり、これがインターネット選挙が浸透したらいかに解決されるのか、もしくはそうでないのか、という事を考えてみる。

アリゾナの例にあったようにネット投票導入による投票率は上がっており、インターネット投票の今後は明るいものであるように思われる。しかしこれはあくまでも短期的な結果であり、長期的な見方について、私たちはインターネット投票による継続的な投票率向上は予測できない、との展望を示す事とした。なぜなら NPO 団体 VIP の見解にもあるように、ネット投票という選択肢がひとつ増えたとしても、その背景に根強く残る政治的無関心層の増加という問題が解消されない限り、国民の政治離れは解消できないわけで、むしろ言及すべきはそちらであると考えからである。

参考文献

アリゾナのインターネット投票について

- ・ 新聞記事

ABC

["http://abcnews.go.com"](http://abcnews.go.com)

CNN

["http://cnn.com"](http://cnn.com)

Washington Post

["http://www.washingtonpost.com"](http://www.washingtonpost.com)より

1999年11月8日 ABC News Online Politics

1999年11月28日 ABC News Arizona Plans Internet Primary

2000年2月14日 ABC News Will voting online change anything?

2000年3月6日 CNN News Virtual Voting

2000年3月10日 CNN News E-vote Under Way

2000年3月31日 CNN News Washington Republicans to try online voting

- ・ ネットサイト

アリゾナ州民主党予備選ネット投票の選挙運営を行った election.com

["http://www.election.com"](http://www.election.com) 2000年4月30日

Arizona Republic Party

["http://www.azcentral.com"](http://www.azcentral.com) 2000年4月30日

Arizona Democratic Party, the Result of voting

["http://www.azdem.org/breakdown.html"](http://www.azdem.org/breakdown.html) 2000年4月30日

インターネット投票全般について～メリット・デメリット関連資料～

- ・ ネットサイト 1998 Online Voters Guide

["http://www.secstate.wa.gov/vote98"](http://www.secstate.wa.gov/vote98) 2000年4月30日

internet voting and democracy

["http://www.thestandard.net/article/display/0,1151,7223,00.html"](http://www.thestandard.net/article/display/0,1151,7223,00.html) 2000年4月30日

["http://www.thestandard.com/news/special/display/0,2129,m7370,00.html"](http://www.thestandard.com/news/special/display/0,2129,m7370,00.html)

2000年4月30日

Online Nation: How the Web is changing politics

"http://newsweek.com/nw-srv/web/special/campaign2000/we01_012600.htm"

2000年4月30日

・論文

- ・ 木田悟史、「インターネットが大統領選挙に与える影響」

慶應義塾大学総合政策学部卒業論文、2000年

- ・ 田上悦子「米国連邦議会議員のWWWのホームページに見る地域主義
～インターネットの政治的利用に関する一分析～

慶應義塾大学 政策メディア研究科修士論文、1996年

・書籍

- ・ 岡部一郎『インターネット市民革命』御茶ノ水書房、1996年

・ 青木利春・宮内充他著『インターネット&情報スーパーハイウェイ』
オーム社、1995年

- ・ アルバート・ゴア・ジュニア他『情報スーパーハイウェイ』電通、1994年
- ・ ニコラス・バラン『情報スーパーハイウェイの衝撃』日本経済新聞社、1994年
- ・ 「アメリカの政治 - 内政のしくみと外交関係」阿部斉編 弘文堂
- ・ 「アメリカ合衆国読本 - 知られざる大国の素顔」五月女光弘

・雑誌

- ・ 「大統領選挙はネットで勝つ」『Newsweek』1999年11月17日、p58-p63

- ・ 小尾敏夫「インターネットが選挙を変えた」『This is 読売』

1996年10月、p146-153

- ・ 富田圭一郎「アメリカにおける「選挙とインターネット」」『レファレンス』

1997年7月、p93-97

・ネットサイト

ホワイトハウスホームページ"<http://www.whitehouse.gov>" 2000年4月29日

国防省ホームページ"<http://www.defencelink.mil>" 2000年4月29日

商務省ホームページ "<http://www.doc.gov>"2000年4月29日

連邦通信委員会ホームページ "<http://www.dcc.gov>"2000年4月29日

下院議会のホームページ "<http://www.house.org>" 2000年4月29日

上院議会のホームページ "<http://www.senate.org>"2000年4月29日
民主党ホームページ "<http://www.democrats.gov>" 2000年4月29日
共和党ホームページ "<http://www.rnc.org>" 2000年4月29日
FEC (連邦選挙委員会) のホームページ "<http://www.fec.gov>" 2000年4月29日
GOBVOT (政府系ウェブサイトのデータベース)
"<http://ciir2.cs.umass.edu/Govbot>"2000年4月29日
"Roll Call <http://www.rollcall.com>" 2000年4月29日
Jodi Kantor"Obstacles to E-Voting
"http://slate.msn.com/netelection/entires/99-11-02_44394.asp" 2000年4月29日
Jacob Weisberg"Voting Online"
"http://slate.msn.com/netelection/entires/99-10-26_37750.asp" 2000年4月30日
USA Today
Susan Page"White House orders e-vote study"
"<http://www.usatoday.com/life/cyber/tech/ctg924.htm>" 2000年4月29日
CNN(<http://cnn.com> から)
Meg Misenti"California, Washington ponder Internet voting
"<http://www.cnn.com/TECH/ptech/9903/25/vote.idg/index.html>" 2000年4月30日
日
Rob Garretson"U.S. on road to online voting"2000年4月30日
"<http://www.cnn.com/TECH/computing/9906/17/vote.idg/>"
Jacob Weigberg"Will Internet voting be good news for American
democracy?"
"<http://www.cnn.com/TECH/computing/9910/28/net.voting.pros.cons.idg/index.html>"
2000年4月30日
Dan Caterinicchia"Virginia to conduct Internet-based mock election
"<http://www.cnn.com/TECH/computing/9910/25/net.mock.election.idg/index.html>"
2000年4月30日
Wolf Blitzer"Internet revolution pushing way into voting booth
"<http://www.cnn.com/ALLPOLITICS/stories/1999/11/03/net.voting>"
2000年4月30日
Elizabeth Wasserman"Women get the online vote

["http://www.cnn.com/TECH/computing/9911/01/women.rock.the.vote.idg/index.html"](http://www.cnn.com/TECH/computing/9911/01/women.rock.the.vote.idg/index.html)

2000年4月30日

FEC Offers A New Way To Register To Vote

["http://www.cnn.com/ALLPOLITICS/1996/news/9604/12/register.vote/index.shtml"](http://www.cnn.com/ALLPOLITICS/1996/news/9604/12/register.vote/index.shtml)

2000年4月30日

- MDN

House Passes Bill to Allow Internet Voting

["http://www.mdn.org/1998/STORIES/IVOTE.HTM"](http://www.mdn.org/1998/STORIES/IVOTE.HTM) 2000年4月30日

"Falling Through the Net"

National Telecommunication and Information Administration 1998

- Jacob Weisberg "Will Internet Voting be good news for American democracy?"

http://slate.msn.com/netelections/entries/99-10-26_37750.asp 2000年4月23日

- Jodi Kantor "Obstacles to E-Voting"

http://slate.msn.com/netelections/entries/99-11-02_44394.asp 2000年4月23日

- Molly M.Peterson "Net Dreams"

National Journal 2000年3月11日

• The Internet Voting Portal "The Modern Democratic Revolution: An Objectives Survey of Internet-based Election" SecurePoll.com

- Arizona Presidential preference Primary 2000 candidate by region

<https://elections.votation.com/azresults/> 2000年4月27日

技術革新 (米国2000年の選挙 大統領選を前に: 3) 朝日新聞 2000.1.7

Voting Integrate Project "Voting Technology"

California Internet Voting Task Force

"A report on the feasibility of internet voting" Jan.2000

Voting Technology

["http://www.voting-integrity.org/projects/votingtechnology/internetvoting/inv-title.htm"](http://www.voting-integrity.org/projects/votingtechnology/internetvoting/inv-title.htm)

2000年4月30日

NPO他各種団体関連資料

・ネットサイト

インターネット投票賛成派のNPO団体

The Brookings Institution, "The Future of Internet Voting",

["http://www.brook.edu/comm/transcripts/20000120.htm"](http://www.brook.edu/comm/transcripts/20000120.htm), 2000年4月28日

The Brookings Institution, "The Future of Internet Voting",

["http://www.brook.edu/pa/transcripts/20000120a.htm"](http://www.brook.edu/pa/transcripts/20000120a.htm), 2000年4月28日

インターネット投票反対派のNPO団体

The voting integrity

["http://www.voting-integrity.org"](http://www.voting-integrity.org) 2000年4月30日

["http://www.benton.org/DigitalBeat/db033000.html"](http://www.benton.org/DigitalBeat/db033000.html) 2000年4月30日

["http://www.voting-integrity.org/projects/votingtechnology/az/012100filing.htm"](http://www.voting-integrity.org/projects/votingtechnology/az/012100filing.htm)

2000年4月30日

["http://www.hillnews.com/backissues/07.28.99/campaign/campaign2.html"](http://www.hillnews.com/backissues/07.28.99/campaign/campaign2.html)

2000年4月30日

Voting by the Internet: dream or nightmare?

["http://www.fcw.com/fcw/articles/2000/0124/web-votesites-01-24-00.asp"](http://www.fcw.com/fcw/articles/2000/0124/web-votesites-01-24-00.asp)

2000年4月30日

シスコ・システムズ社のインターネット投票に関するプレスリリース

["http://www.cisco.com/warp/public/146/pressroom/2000/jan00/corp_012000.htm"](http://www.cisco.com/warp/public/146/pressroom/2000/jan00/corp_012000.htm)

2000年4月30日

その他団体

Citizen's Union

["http://www.citizen's union.org"](http://www.citizen's union.org) 2000年4月28日

Atonia Stolper "Will the Internet Change the Way We Vote?"

["http://www.thenation.com/issue/981026/1026STOL.HTM"](http://www.thenation.com/issue/981026/1026STOL.HTM) 2000年4月27日

Michelle Gamble Risley "Women Cast Their Votes on the Internet"

<http://www.cnnmag.com/MARCH1998/capideas.htm> 2000年4月27日

Elizabeth Wasserman "Women Get the Online Vote"

http://slate.msn.com/netelections/entries/99-10-28_43869.asp 2000年4月24日

Tech Law Journal ["http://www.techlawjournal.com"](http://www.techlawjournal.com): 2000年4月27日

THOMAS -- U.S. Congress on Internet ["http://thomas.loc.gov"](http://thomas.loc.gov) 2000年4月27日